

ボッチャ競技普及活動等支援事業実施要項

(目的)

第1条 この事業は、障がいの種別や程度を問わずプレーすることができるボッチャ競技について、県内でその普及と競技力向上を図る団体等を支援することにより、本県におけるスポーツ活動を通じた障がい者の社会参加促進や県民への障がいに対する理解を深めることを目的とする。

(支援の対象)

第2条 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会（以下、「県障ス協」とする。）は、県内で実践されるボッチャ競技の普及や競技力向上に資する活動を支援する。但し、次の各号に該当すると県障ス協理事長が認めた事業を除く。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 特定の個人又は団体のみ利益に寄与する事業
- ③ 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ事業
- ④ 団体の経常的活動経費と認められる事業

2 支援対象者は前項に定めた事業を実施する、次の各号に該当する団体とする。

- ① 2人以上で構成され、県内に活動の拠点があること。
- ② 団体の代表者等の氏名、住所、連絡先等を本会が確認できること。
- ③ 国及び地方公共団体（幼稚園、学校、公民館等を除く）でないこと。

(支援の方法)

第3条 県障ス協は、前条に定める団体に対し次の方法によりその活動を支援する。

- ① ボッチャ競技用具（※1）の貸与
※1 ボッチャボールセット（Handi Life 社製）、ランプ各1セットとする
- ② ボッチャ体験会・競技会等の開催支援金の助成（※2）
※2 1団体あたり、1事業年度ごとに3万円を助成する。

(支援の期間)

第4条 第6条の定めにより支援の開始を決定した日を含む事業年度を起点とする、3事業年度の間とする。なお、県障ス協理事長が特に認める場合はこの限りでない。

(支援の申請)

第5条 本要項による支援を希望する団体は、別に定める日までに、県障ス協理事長に対し様式1号により申請しなければならない。

(申請内容の審査)

第6条 県障ス協理事長は、前条に定める申請があったときは、その内容を精査し、支援の可否を決定する。

2 県障ス協理事長は、前項により支援を決定した団体（以下、「支援決定団体」という）に対し、様式2号によりその旨を通知する。

(支援の条件)

第7条 県障ス協理事長は、前条より支援を決定をするにあたり、次に掲げる条件を付するものとする。

- ① 貸与する用具及び助成する開催支援金について、本要項に定める目的に反して使用しないこと。
- ② 支援期間中の用具に発生した滅失、毀損等については、支援決定団体の責任により貸与開始時の状態に復元すること。
- ③ 支援期間中に実施した体験会・競技会等において発生した事故等について本会は一切の責

任を負わない。

2 県障ス協理事長は前項に定めるものの他に、支援の決定にあたり必要に応じて条件を付すことができる。

(調査)

第8条 県障ス協理事長は、必要があると認めるときは、支援の決定に際し付した条件に関し報告を求め調査を行うことができる。

(支援決定の取り消し)

第9条 県障ス協理事長は、支援決定団体が本要項に違反したときは、その決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 県障ス協理事長は、前項により支援を取り消した場合は、当該団体に対し様式3号によりその旨を通知する。

(事業実施状況報告)

第10条 支援決定団体は、第4条に定める期間の間、事業年度が終了するたびに、様式4号により事業の実施状況を県障ス協理事長に報告しなければならない。

2 前項に定める報告は、事業年度末日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。

(公表)

第11条 支援決定団体については、次の各号に該当する事項について県障ス協ホームページにより公表する。

- ① 団体名
- ② 団体所在地
- ③ 連絡先及び連絡担当者名
- ④ 助成金の交付決定を受けた場合はその金額

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は県障ス協理事長が別に定める。